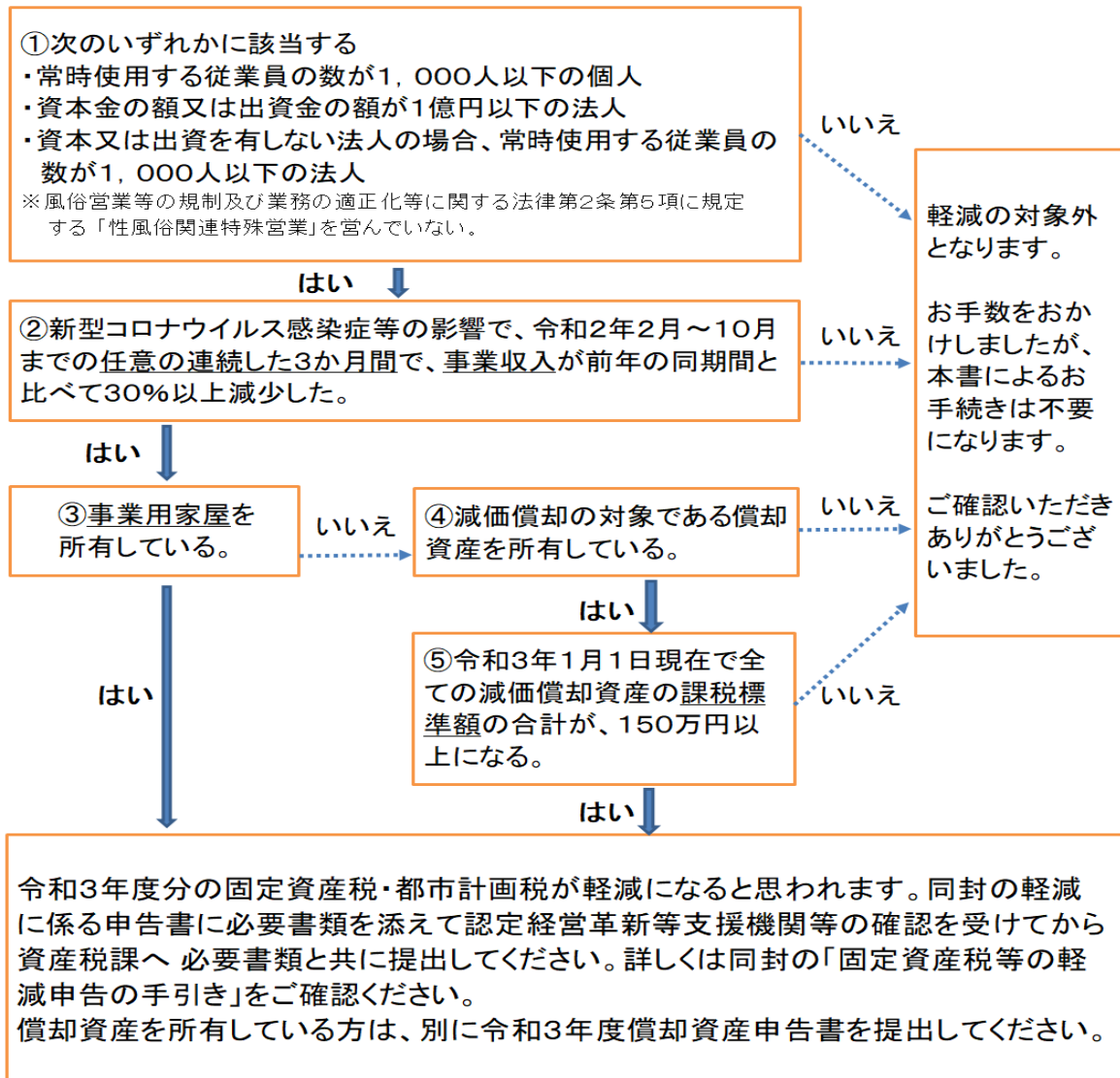


○中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税等の軽減措置の対象判定フロー図（大企業の子会社は対象外となる場合があります。）

次のフローを参考に、お手続きの要否をご確認ください。



<補足説明>

- ②に関して 「任意の連続した3か月間」の例：令和2年4月・5月・6月と平成31年4月・令和元年5月・6月など、連続していること。
「事業収入」は、複数の事業を行っている場合や複数の店舗を持っている場合、その事業者が行う全ての事業に係る収入の合計額で比較します。（※事業規模や事業内容を変更した場合などは、軽減措置の対象にはなりません。）
- ③に関して 「事業用家屋」とは、法人税又は所得税において損金又は必要な経費に算入される家屋となります。一つの家屋について事業用部分とそれ以外の居住用部分が混在する場合、事業用部分が軽減対象となります。
- ⑤に関して 「課税標準額」は取得価格ではありません。次の計算式で資産1件ずつの評価額を算出し、それらの合計額を課税標準額としています。

$$\begin{aligned} \text{初年度 評価額} &= \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right) \\ \text{次年度以降 評価額} &= \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}) \end{aligned}$$

減価率については国税庁ホームページ等でご確認ください。